

(第 4 回各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会時点 未定稿)

各務原市特別支援学校整備 基本構想・基本計画（素案）

令和 2 年 10 月

各 務 原 市

目 次

第Ⅰ編 基本構想

第1章 特別支援学校整備の背景	1
1 策定の趣旨	1
2 特別支援教育の充実に向けた取組	1
第2章 特別支援学校の特性・関連計画等	3
1 特別支援学校に求められる教育環境	3
2 目指すべき学校の姿	3
3 関連計画の整理	5
第3章 整備の必要性	6
1 各務原市周辺における特別支援学校の整備状況	6
2 アンケート結果のまとめ	8
3 特別支援学校整備の必要性	9
第4章 基本理念・基本方針	10
1 基本理念	10
2 基本方針	10
3 学校規模	10
第5章 整備方針・建設場所	12
1 建設候補地の検討	12
2 施設整備の基本方針	12
3 施設機能・規模	12
4 施設配置方針	
第6章 事業の進め方	
1 整備スケジュール	
2 整備手法の検討	
3 現特別支援学校の今後の利用方法	

「障がい」の表記について

各務原市では、「障害者」を「障がい者」「障がいのある人」などと表記して、「害」の字が持つマイナス（否定的）イメージが与える不快な心情を和らげるなど、障がい者の人権尊重を推進するとともに、行政のこうした取り組みを通じて障がい者や障がい福祉に対する市民の理解を促進し、共生社会の実現を目指しています。

本計画書では「害」の字を可能な限りひらがなで表記することとしています。ただし、法令や条例等に基づく法律用語や既存の計画、団体等の固有名称等については、これまで通り「害」の字を使っているケースがあります。このため、本計画書では「がい」と「害」の字が混在する表記となっています。

第1章 特別支援学校整備の背景

1. 策定の趣旨

基本構想の策定にあたっては、岐阜地域及び市内の教育、福祉分野の関係者により構成する「各務原市特別支援学校建設基本構想・基本計画策定委員会」を設置し、特別支援学校に期待される教育活動はもとより、市内の小中学校における特別支援教育や福祉サービスとの連携など、切れ目ない支援体制の構築に向けた今日的課題と効果的な連携のあり方について、幅広く意見交換を行ったものである。

本構想は、共生社会の実現に向けた新たな学びの場づくりを目指し、同委員会における様々な意見を踏まえ、新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」、教育と福祉の連携による支援の重要性など、特別支援学校の目指すべき姿や地域において特別支援学校が果たす役割を整理し、整備の基本理念と方向性をまとめたものである。

2. 特別支援教育の充実に向けた取組（国動向、県動向）

（1）新学習指導要領の改訂概要

①改訂の基本的な考え方

- ・教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ・知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成30年度改訂の学習指導要領等の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ・道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

②育成を目指す資質・能力の明確化

③「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

④各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

⑤言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実など

(2) 新学習指導要領の理念(特別支援学校小学部・令和2年度～以降順次施行)

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

＜社会に開かれた教育課程＞

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

(3) 第2期岐阜県障がい者総合支援プラン

(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

【位置付け】 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく法定計画

【計画期間】 平成30年度から令和2年度までの3年間

【目 的】 県の障がい者施策推進に当たっての基本的な考え方や実施施策等を包括的に記述するとともに、障がい者及び障がい児を対象とした障害福祉サービスの提供体制の確保のための方策やその質の向上のために講ずる措置を定め、今後の障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするもの

【基本目標】 障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」を進めます

【概 要】 障害者基本法第11条第2項に基づき策定を要する「県障害者計画」と、障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき策定を要する「県障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を総合的に推進するため一体的に策定するものであり、障がい者の自立支援と社会参加に必要な施策と、障害福祉サービス等の見込量並びにその確保に向けた方策等を定めるもの

第2章 特別支援学校の特性・関連計画等

1. 特別支援学校に求められる教育環境

新たに整備する特別支援学校は、小学部、中学部、高等部と幅広い年齢の児童生徒が12年間にわたり学習する場であることから、その教育活動においては、児童生徒の発達段階を考慮し、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服して自立し、社会参加する資質を養うため、組織的かつ計画的に行うとともに、家庭との連携を図りながら児童生徒の学習習慣の確立を図る指導を行っていく必要がある。

特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確認するために、計画及び設計における留意事項が示された「特別支援学校施設整備指針」並びに地域の実情を踏まえ、特別支援学校に求められる基礎的な教育環境について、整備する。

2. 目指すべき学校の姿

これまで各務原特別支援学校が大切にしてきた「教育目標」、「教育の重点」を継承しつつ、新たに小学部、中学部を設置することから、今後充実を図る教育機能を次のとおりとする。

- ・ 児童生徒の生きる力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じ、個々の能力や可能性を最大限に引き出すことができる学校
- ・ 将来の自立・社会参加を目指した教育課程のもと、保護者、関係機関等と連携して児童生徒一人一人の自己実現を目指す学校

- ・ 安全・安心な教育環境のもと、児童生徒自身が楽しく豊かに学ぶことができる学校

- ・ 保護者、市民に開かれ、共生社会の実現を目指す学校
- ・ 保護者、市民、小中学校教職員に対する特別支援教育に関する情報提供や啓発等、本市の特別支援教育の拠点としての役割を果たす学校

【参考】既存の特別支援学校における「教育の重点」

一人一人の能力や特性を伸ばし、社会生活や職業生活に適應し、社会参加・自立できる力を育てる教育を推進する。

(1) 個に応じた指導の推進

- ① 一人一人の能力・特性に応じた学習指導に努める。
 - ・ 生徒の生活に根ざした教材の精選と指導計画の作成
 - ・ 基礎的・基本的内容の指導の徹底
 - ・ 個々の能力に合わせた指導の工夫
- ② 指導法の改善と工夫に努める。
 - ・ 学習意欲を高める指導法の工夫
 - ・ 体験的、作業的学習活動の重視
 - ・ 能力に応じた基礎的・基本的内容の指導の重視

(2) 生きて働く力を育てる指導の充実

- ① 一人一人の能力・特性に応じた進路指導に努める。
 - ・ 将来の職業生活を見通した指導計画の作成
 - ・ 障がい改善・克服し、自立を目指そうとするための自立活動の充実
 - ・ 関係機関・関係中学校・主治医等との連携による生徒理解の重視
- ② 社会生活・職業生活に適應できる生活能力の育成に努める。
 - ・ 基本的生活習慣育成のための指導の徹底
 - ・ 意思伝達能力・表現力を高める指導の充実
 - ・ 体力・精神力を高める指導の充実
 - ・ 豊かな生活をするために余暇指導の充実
- ③ 保護者との連携を深め、共通理解に立った指導に努める。
 - ・ 個別の指導計画の見直し、活用と指導内容の明確化
 - ・ 個別相談の充実と家庭との共通理解に立った指導

(3) 地域に根ざした指導の推進

- ① 地域との交流活動を充実し、開かれた学校経営に努める。
 - ・ 市内の学校・福祉施設等との交流活動
 - ・ 学校行事を通じた地域住民との交流活動
 - ・ 地域の教育力の活用
- ② 地域における啓発活動に努める。
 - ・ 地域の行事や奉仕活動への積極的参加
 - ・ 企業等への障がい者理解を図るための職場見学・現場実習の実施

3. 関連計画の整理

特別支援学校は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する施設である。特別支援学校における整備の考え方としては、本市、岐阜県、国における取組等を参考に、以下のように整理する。

①各務原市第4次障がい者計画・第4期障がい福祉計画（障がい者スマイルプラン）

重点目標1 共生社会の実現に向けた合理的配慮の取り組みの推進

～障害者権利条約批准への対応～

重点目標2 支援対象の範囲拡大への対応

～関係機関との連携と情報・支援技術の共有～

重点目標3 災害時における支援体制の確立

～障がいの特性に応じた避難体制の確立～

重点目標4 就労の場の提供と、受入側への支援強化

～障がいのある人の就労支援～

重点目標5 住まいと暮らしの場の確保と、地域生活支援

～誰もが幸せに暮らせるまちづくりに向けて～

②第2期岐阜県障がい者総合支援プラン（平成30年度～令和2年度）

分野別施策 II-1 教育の充実

⇒ 教育環境の充実、教育の専門性の向上、発達障がい児童生徒の支援、職業教育の充実、学校の再整備

③特別支援学校施設整備指針 H28.3 文部科学省

1. 特別支援教育を推進するための施設環境の整備
2. 高機能かつ多機能で変化に対応し得る施設環境の整備
3. 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
4. 地域の生涯学習やまちづくりの核として地域と連携した施設環境の整備



【施設整備に向けた考え方】

- 一人一人の教育的ニーズへの対応
- センター的機能を推進するための施設
- 地震、浸水等の災害に対する安全性の確保
- 学校、家庭、地域の連携協力

第3章 整備の必要性

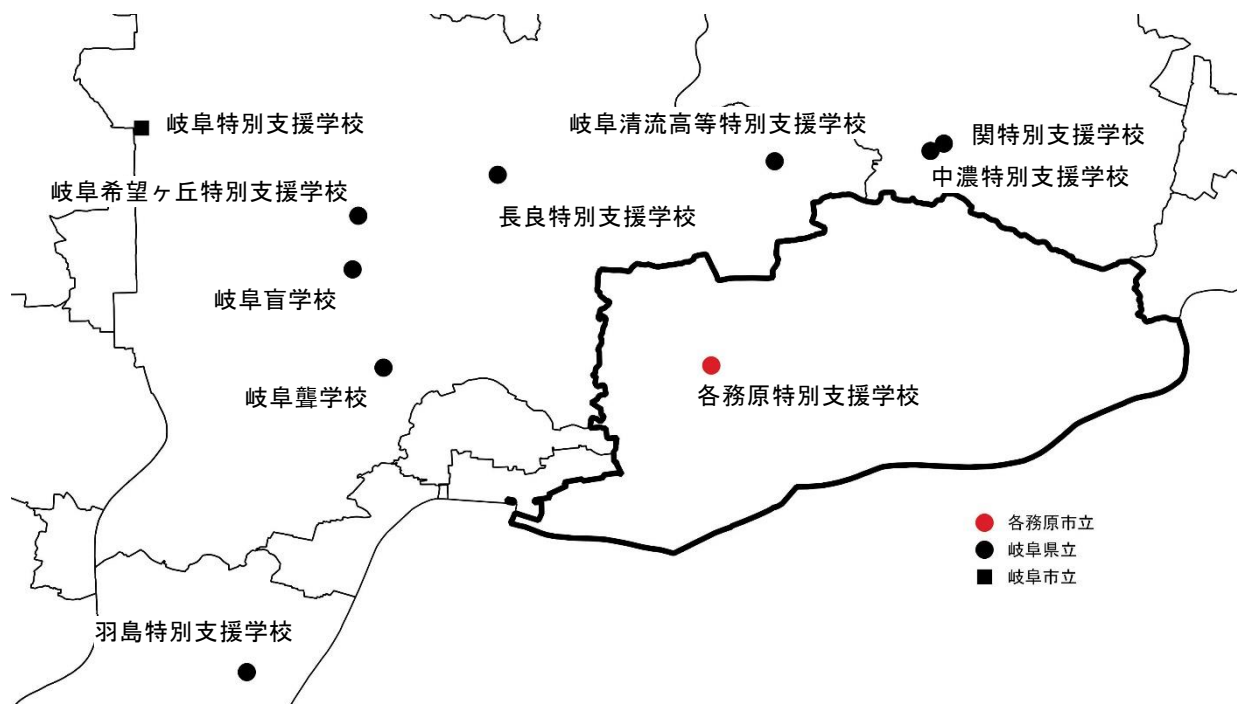
1. 各務原市周辺における特別支援学校の整備状況

特別支援学校では、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、特性に応じた専門的な教育が行われている。各務原市周辺には、それぞれの障がいの種別に対応した岐阜県立の特別支援学校が8校あり、市内には、知的障がいのある高等部の生徒を対象とした、各務原市立各務原特別支援学校1校が設置されている。

下記の表は、令和2年度の各務原特別支援学校以外の特別支援学校に就学している市内在住の児童生徒数を示しており、合計で133人の市内在住の児童生徒が市外(県立)の特別支援学校に通学する状況となっている。

■各務原特別支援学校以外の特別支援学校に通学する市内在住の児童生徒数(令和2年度)

学校名	対象とする障がい	小学部						小学部計	中学部			中学部計	小中計	高等部			高計	学校総計
		1	2	3	4	5	6		1	2	3			1	2	3		
岐阜盲学校	視覚障がい	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	3	4
岐阜聾学校	聴覚障がい	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	1	3	4
長良特別支援学校	病弱	1	1	0	0	1	0	3	0	0	1	1	4	2	0	0	2	6
岐阜希望ヶ丘特別支援学校	肢体不自由	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	3	0	0	0	0	3
関特別支援学校	肢体不自由 病弱	0	2	3	2	0	1	8	3	3	1	7	15	2	3	1	6	21
中濃特別支援学校	知的障がい	3	7	0	2	4	3	19	12	5	7	24	43	4	4	4	12	55
羽島特別支援学校	知的障がい 肢体不自由 病弱	5	1	1	0	3	0	10	2	2	0	4	14	1	1	1	3	17
岐阜清流高等特別支援学校	知的障がい							0				0	0	5	9	9	23	23
合計		11	11	5	4	8	4	43	17	11	10	38	81	15	20	17	52	133



■市内及び周辺の特別支援学校

各務原市周辺における特別支援学校の整備状況から、以下の２点の課題がある。

- ・市内にある特別支援学校は、知的障がいのある生徒を対象とした高等部のみである。
- ・肢体不自由や病弱の生徒、小中学部の児童生徒を受け入れる特別支援学校は、市内にない。

【参考】市内在住の対象者数（令和２年５月時点）

市内在住で特別支援学校への就学が望ましい児童生徒数（A＋B＋C）

210人（小学生62人、中学生47人、高校生101人）

（A）市外の特別支援学校へ通学している児童生徒数

133人（小学生43人、中学生38人、高校生52人）

（B）各務原特別支援学校（高等部）へ通学している生徒数

49人

（C）地元の小中学校へ通学している児童生徒数

28人（小学生19人、中学生9人）

2. アンケート結果のまとめ

特別支援学校に関係する小中高生及び未就学児の保護者、市内小中学校及び現特別支援学校の教員、市内小中学校の PTA 役員に対して実施したアンケートの結果を以下に整理する。

【児童生徒の状況】

- ・現在、市内外の特別支援学校に通う児童生徒について、主たる障がい種別の 7 割以上は知的障がいである。未就学児及び特別支援学級に通う児童生徒を含めると、発達障がいなども含まれるため、知的障がいが 6 割程度となる。
- ・障がいの程度は、障害者手帳を取得していない割合が 4 分の 1、身体障害者手帳が 4 分の 1、療育手帳が 2 分の 1 程度となっており、その半数（全体の 4 分の 1）を B2（軽度）が占めている。精神障害者保険福祉手帳の割合は、非常に低い。

【現在の通学状況】 ※特別支援学校に通学している児童生徒を対象

- ・現在、特別支援学校に通学している児童生徒の通学先は、各務原特別支援学校が最も多く 35%、次いで中濃特別支援学校が 28%であり、知的障がいを対象とした距離的に近い学校が多い。
- ・通学先の学校の施設については、立地（周辺環境）や教室、作業学習を行う特別教室に満足している割合が高い。
- ・現在の通学方法は、スクールバスが最も多く 33%、次いで自転車、徒歩が 26%であり、通学時間は 9 割以上が 1 時間未満となっている。

【新しい特別支援学校に求められる内容】

- ・学校の場所については、将来的な自立に向けて自力での通学が期待されることから、公共交通機関の駅（バス停）に近いことが重視されており、一方で市街地の周辺にあることや既存の小中学校の近くにあることは、それほど重視されていない。（ただし、自由記入欄には、小中学校や地域との交流を求める意見は多い。）
- ・敷地利用については、当然のことながら校舎を最優先と考えた回答が最も多いが、特別支援学校特有の事情として、次いで駐車場の優先順位が高くなっている。
- ・通学方法については、場所の選定における結果にも表れているが、立地的に可能であれば自身での通学を希望しており、難しい場合にはスクールバスを利用するという意見が多くなっている。

3. 特別支援学校整備の必要性

【学校整備の必要性】

- ① 市外の特別支援学校への通学は、遠隔となり児童生徒及び保護者の身体的・精神的な負担が大きいこと
- ② 通学の困難さや家庭事情から環境整備が十分でない地元小中学校を選択せざるを得ないこと
- ③ 地元小中学校では障がいの程度の重い児童生徒がその実態に応じた教育が十分に受けられないこと
- ④ 長年、保護者の方々から特別支援学校の市内設置の要望があること

増加傾向にある特別支援教育が必要な児童生徒を地域全体で受け入れることは、インクルーシブ教育の推進に向けて、障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても共生社会の形成に向けて経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を有する。

また、特別支援学校は、在籍する障がいのある児童生徒に対する指導以外に、地域において特別支援教育を推進する「センター的機能」を有している。具体的な機能として、地域の学校や幼稚園、保育所等に在籍する障がいのある幼児、児童生徒の指導方法の助言や、特別支援教育に関する情報提供、本人、保護者に対する教育相談等がある。特に早期支援の観点から、就学前、義務教育段階における相談が多くなってきており、市立特別支援学校の小・中学部の設置により、保育所・幼稚園、小・中学校の教職員や保護者等が相談する場の拡充を図ることができる。

既存の高等部と小中高一貫として整備することで、切れ目のない支援を行うことができるようになり、市内における特別支援教育の更なる充実につながる。

【期待される効果】

- ・ 障がいの状態、特性及び発達段階等に応じたきめ細やかで専門的な教育の充実
- ・ 児童生徒や保護者の負担軽減と身近な地域で教育を受けられる安心感
- ・ 特別支援学校への通学が望ましい児童生徒に適切な指導の実施
- ・ 小中高の一貫校とすることによる切れ目のない指導の実施
- ・ 未就学児の通う児童発達支援センターや幼稚園・保育所との連携の強化
- ・ 障がいのある児童生徒と地域の学校や住民等との交流の機会が増加することによる地域社会における障がい者理解の推進
- ・ 特別支援のセンター的機能の強化

第4章 基本理念・基本方針

1. 基本理念

各務原らしい特別支援教育の実践

2. 基本方針

1. 特別支援学校に通う児童生徒の増加に対応し、市内に専門的指導・支援のニーズに応える学びの場の拡充を図る。
2. 特別支援学校と小・中学校の児童生徒同士が日常的に関わり合い、地域とのつながりを深め、相互理解を深める開かれた学校を整備する。
3. 特別支援教育の充実を目指し、学校・幼稚園、保育所、保護者、地域社会に対し、総合的に特別支援教育を推進するための拠点機能の拡充を図る。

3. 学校規模

(1) 対象とする障がい種別

既存の各務原特別支援学校は知的障がい者の高等部の生徒のみを対象としているため、小・中学部及び知的障がい以外の障がい種別の児童生徒は、市外（県立）の特別支援学校への通学を余儀なくされている。

そのため、新たに整備する特別支援学校では、学校教育法施行令第22条の3に規定される視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者のうち、特に増加傾向にある知的障がい者、肢体不自由者、病弱者について、小・中学部、高等部を対象とする。

■新たな特別支援学校で対象とする障がい種別

設置学部 障がい種別	小学部	中学部	高等部
視覚障がい者	—	—	—
聴覚障がい者	—	—	—
知的障がい者	●	●	●
肢体不自由者	●	●	●
病弱者	●	●	●

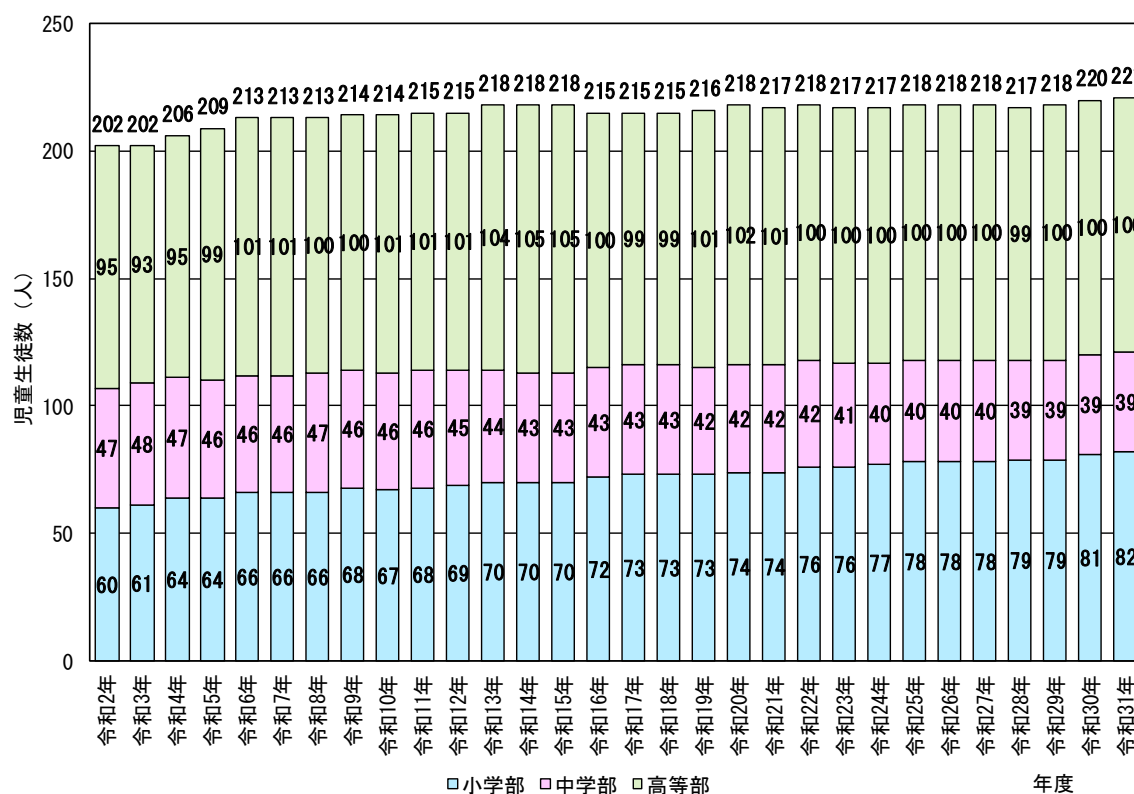
※グレー着色は、既存の各務原特別支援学校の対象種別

また、設置する学級については、本市周辺に様々な障がい特性に対応した特別支援学校が設置されていることから、それらの事例を参考に、新たに整備する特別支援学校では、それぞれの障がい種別の単一の障がいによる「通常学級」と複数の障がい種別を有する「重複学級」をバランス良く設置する。

(2) 児童生徒数の規模の推計

設置する学校の規模を想定するにあたり、特別支援学校に在籍する本市在住の児童生徒数（視覚障がい者及び聴覚障がい者を除く）に対し、全国的な増加傾向を加味して、将来の特別支援学校の在籍者数を推計した。

今後、年少人口の減少傾向に対し、これまでの特別支援学校への在籍率の増加傾向が続くと仮定した場合、今後 30 年は最大で 220 人前後で推移する結果となった。



※視覚障がい者及び聴覚障がい者を除く

■各務原市における特別支援教育が必要な児童生徒数の推計

これを踏まえ、新たに整備する特別支援学校の受け入れ規模を定員 250 名程度とし、小・中学部の通常学級は 1 学級あたり 6 人、高等部の通常学級は 1 学級あたり 8 人とし、重複学級は 1 学級あたり 3 人とする。また、県立羽島特別支援学校（通常 34 学級、重複 11 学級）の事例を参考に、通常学級と重複学級の比率を 3：1 程度とする。

■学校規模の整備概要

対象とする障がい種別	学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定される障がい種別のうち、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者
設置学部（学級種）	小学部・中学部・高等部 （通常学級、重複学級）
学級数	小学部 通常 13 学級、重複 5 学級（6 学年児童数計 93 名まで） 中学部 通常 7 学級、重複 3 学級（3 学年生徒数計 51 名まで） 高等部 通常 13 学級、重複 5 学級（3 学年生徒数計 119 名まで） 合 計 通常 33 学級、重複 13 学級（最大）263 名

※定員は、1 学級あたり通常学級：小・中学部 6 人、高等部 8 人、重複学級：3 人で計算

第5章 整備方針・建設場所

1. 建設候補地の検討

(別紙)

2. 施設整備の基本方針

特別支援教育の総合的な観点や校舎整備面、運営管理面等に関する事業の基本方針、学級編制等の設置方針、管理運営方針等について検討し、全体のコンセプトを策定する。

(1) 校舎整備の基本方針

- ・平屋または2階建ての校舎
- ・シンプルで分かりやすい平面レイアウト
- ・教室棟と屋内運動場の近接性
- ・リラックスした環境で学習できる内装の木質化
- ・環境に配慮した太陽光発電の導入
- ・自家発電装置など防災設備の導入
- ・高速かつ大容量の情報通信機器の整備

(2) 運営管理の基本方針

- ・ICT 機器を活用したオンライン授業への対応
- ・防犯カメラや施錠管理など防犯面への配慮
- ・福祉避難所としての位置付け、運用

(3) 学級編制の基本方針

- ・1学級あたり小・中学部6人、高等部8人(肢体・重複は3人)を基本とする。

(4) 全体コンセプト

木の温もりに包まれた落ち着いた教育環境

3. 施設機能・規模

特別支援学校の建設にあたり、児童生徒にとって、安全・安心な学習環境であることが最も重要であり、在籍する児童生徒が生活しやすいバリアフリーに配慮した施設整備を行うとともに、将来の自立・社会参加を目指して学ぶための施設・設備を整備する必要がある。また、市内の特別支援教育のセンター的機能を担う特別支援学校として、市内の教職員や児童生徒、保護者等に対する相談・助言をはじめ、地域の人々との交流活動や啓発活動等の実施など、特別支援教育を推進するための整備を行う。

(1) 施設整備の概要

「特別支援学校施設整備指針 第3章平面計画」に示される施設構成を参考に、新特別支援学校に整備する施設の概要を以下に整理する。

■施設構成（案）

	施設	概要	必要性
学習関係諸室	普通教室		◎
	多目的教室・プレイルーム		○
	特別教室・教科教室		◎
	作業学習関係諸室		◎
	自立活動関係諸室		◎
	専門教育関係教室		◎
	その他の学習関係諸室	教育相談・生徒指導・進路相談・履修指導室	○
		特別活動室	△
		放送室	△
		教材・教具等の作成・収納空間	○
		自習スペース	△
	講義室		△
	日常生活学習関係教室	和室、調理室	○
屋内運動施設	屋内運動場		◎
	武道場		△
	屋内プール		△
動線空間	昇降口、玄関		◎
	廊下、階段		◎
生活・交流空間	ロビー・ラウンジ		△
	食堂・ランチルーム		○
	調理室、配膳室		○
	講堂・ホール		○
	ホームベース	（教科教室型の運営の場合）	△
	部室		△
共通空間	便所		◎
	洗浄施設		◎
	ロッカースペース		◎
学校開放のための空間			○
センター的機能関係諸室	研修室		○
	学習室		○
	相談室		○
管理関係室	教職員諸室		◎
	保健室		◎
	保護者等控え室		△
	受付		○
	倉庫、機械室		◎

◎：必ず必要となる部屋、○：整備方針に応じて必要となる部屋、△：あると良い部屋

(2) 施設規模の概要

新特別支援学校に整備する諸室の面積規模を以下に想定する。県立羽島特別支援学校の整備事例を参考に 1 室あたりの面積 42 m² (6m×7m) を基準とする。特別教室等は、準備室 0.5 室分を含め 2 室分の面積 84 m² を確保する方針とする。また、先進的な事例として、東京都の「特別支援学校施設整備標準」に示される諸室や面積規模を参考とする。

■教室関係の施設規模（案）

学校名		羽 島			各務原			必要性	摘 要
室 名		室数	単位 面積	面積 計	室数	単位 面積	面積 計		
普通教室	小学部	13	42	546	13	42	546	◎	
	小学部（重複）	5	42	210	5	42	210	◎	
	中学部	7	42	294	7	42	294	◎	
	中学部（重複）	3	42	126	3	42	126	◎	
	高等部	14	42	588	13	42	546	◎	
	高学部（重複）	3	42	126	5	42	210	◎	
特別教室	音楽室	1	72	72	1	84	84	◎	
	図工・美術室	1	70	70	1	84	84	◎	
	家庭科室(被服)	1	99	99	1	84	84	◎	
	家庭科室(調理)	1	70	70	1	84	84	◎	
	理科室	1	70	70	1	84	84	◎	
	図書室	1	58	58	1	84	84	◎	
	木工室	1	96	96	1	84	84	◎	
	陶芸室	1	99	99	1	84	84	◎	
	社会科室				1	84	84	○	※
	外国語室				1	84	84	○	※
	パソコン室	1	56	56	1	63	63	◎	
	実習室				3	84	252	◎	(園芸、印刷、織物)
	食品加工室	1	96	96				○	上記実習室と選択
	農業作業室	1	72	72				○	上記実習室と選択
	クリーニング室	1	75	75				○	上記実習室と選択
特別活動室	児童・生徒会室	1	26	26	1	42	42	△	
	更衣室(児童・生徒)	6	21	126	6	21	126	◎	
自立活動関係室	多目的室	1	84	84	1	84	84	○	
	喫茶厨房	1	13	13				○	
	生活訓練室				1	84	84	○	※
	言語訓練室				1	63	63	○	※
	自立活動室	1	56	56	1	84	84	◎	
	ブレイルーム	1	56	56				○	
体育関係室	アリーナ	1	865	865				○	ステージ等含む
	体育室				1	816	816	◎	※
	ステージ				1	144	144	◎	※
	プール	1	400	400	1	448	448	○	※ 25×10m
	付属室(プール)	1	12	12	1	110	110	○	※
	ジャグジー	1	108	108				○	更衣室・WC 含む
	機械室	1	72	72	1	30	30	○	※

◎：必ず必要となる部屋、○：整備方針に応じて必要となる部屋、△：あると良い部屋
※摘要欄の「※」は、「特別支援学校施設整備標準（東京都）」より設定した項目を示す。

■管理室関係の施設規模（案）

学校名		羽 島			各務原			必要性	摘 要
室 名		室数	単位面積	面積計	室数	単位面積	面積計		
管理関係室	校長室兼応接室	1	55	55	1	63	63	◎	
	職員室	1	405	405	1	405	405	◎	
	事務室	1	64	64	1	42	42	◎	
	給湯室	1	5	5				○	
	標本・資料室	1	56	56				○	≡教材室
	教材室	1	39	39	3	42	126	◎	※
	書庫	1	18	18	1	42	42	◎	※
	会議・研修室	1	134	134	1	134	134	◎	
	保健室	1	64	64	1	64	64	◎	
	印刷・放送室				1	42	42	○	※
	更衣室(教職員)	1	56	56	4	42	168	◎	※
	休養室				2	42	84	△	※
	保護者控室				1	42	42	△	※
	運転手控室				1	21	21	△	※
	OA機器室				1	21	21	△	※
	倉庫	2	9	18	1	21	21	○	※
	階段下倉庫	5	13	65				○	
	進路指導室				1	42	42	○	※
	教育相談室				1	21	21	○	※
共用室	食堂（ワゴン室含む）				1	325	325	○	※
	給食室				1	358	358	○	※
	配膳室・配膳検収室	1	56	56				○	
	体育倉庫				1	80	80	○	※
	地域支援室	1	29	29	1	42	42	○	
	開放用トイレ				2	20	40	○	※
	男女トイレ	4	32	126	4	32	126	◎	
	男女・多目的トイレ	10	32	315	10	32	315	◎	
	教職員トイレ	1	42	42	1	42	42	◎	（男女・多目的）
	開放用倉庫				1	50	50	○	※
	備蓄倉庫				1	60	60	○	※

※上記に加え、動線部分（職員玄関、昇降口、廊下、トイレ、階段、ホール、スロープ、エレベーター、機械室等）の面積を40%と想定して加算。（「特別支援学校施設整備標準」東京都）
 総面積＝普通教室＋特別教室＋特別活動室＋自立活動関係室＋体育関係室＋管理関係室＋共用室＋動線面積（40%）

以上より、総延床面積は、体育館・プールを含め、約11,000㎡と想定する。